

(別 紙)

いちき串木野市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条―第18条）

第4章 いちき串木野市男女共同参画審議会（第19条―第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

いちき串木野市においても、「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する総合的かつ計画的な取組を推進してきた。

こうした取組等により、性別による固定的な役割分担意識は見直されつつあるが、社会通念や慣行などで男女の地位の不平等感は依然として根強く残っているほか、配偶者等からの暴力の増加など多くの課題が残されている。また、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている。

このような状況を踏まえ、いちき串木野市が将来にわたり豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、全ての人々が性別等にかかわらず尊重され、多様性を認め支え合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念及び必要な取組を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 全ての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ（恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。）をいう。
- (3) 性自認 自分が男性又は女性であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (4) 性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認及び性表現をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る性別等の格差を改善するために必要な範囲内において、性別等により不利な扱いを受けている者に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (6) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 教育関係者 学校教育その他の社会のあらゆる教育及び学習に携わる者をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。
- (10) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にあり、又はあった者から振るわれる暴力のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 全ての人が性別等にかかわらず、個人としての尊厳が重んぜられること、性別等による差別的な扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。
- (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、全ての人が自分らしい生き方を選択できること。
- (3) 社会の制度又は慣行が、性別等による固定的な役割分担等を反映して、社会のあらゆる分野の活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 全ての人が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する者が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるよう配慮されること。

(6) 全ての人がそれぞれの性に関する身体的な特徴について理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者等及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するよう努めるとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のため、職場環境の整備その他の取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止等

(性別等に起因する差別等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる人権侵害を行ってはならない。

- (1) 性別等による差別的扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報の表現への留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別等による固定的な役割分担又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び人権を侵害するおそれのある過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 何人も性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定するいちき串木野市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるものとする。

（推進体制の整備）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、全庁横断的に推進をするための組織等、必要な体制の整備を図るものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第13条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発を行うとともに、教育及び学習機会の充実に努めるものとする。

（市民等への支援）

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

（防災分野における男女共同参画の推進）

第15条 市は、防災分野（災害復興を含む。）において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

（調査及び研究）

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に関し、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

（年次報告）

第17条 市は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

（市民等の申出への対応）

第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして、市民等からの申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市は、第8条及び第9条に規定する性別等に起因する人権侵害の禁止等に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めるものとする。

第4章 いちき串木野市男女共同参画審議会

(審議会)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、いちき串木野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項を調査審議すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項のほか、男女共同参画の推進に関し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 市内に居住する者で公募に応じたもの

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている基本計画は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年いちき串木野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

76	男女共同参画審議会会長	〃 4,900	
77	同委員	〃 4,500	